

後期高齢者医療制度の 歯科健診を受けましょう



後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態などをチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防などにつなげるため、歯科健診を実施します。

■対象者・・・高知県後期高齢者医療の被保険者の方

＊ただし、長期入院中の方、施設などへの入所者の方は対象外となります。

- ① 前年度75歳年齢到達者(昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方)および前年度後期高齢者医療の歯科健診受診者には、受診券を事前送付します。
- ② ①以外の方は、お申込みをいただければ受診券を発行します。

■自己負担・・・無料 ＊健診の結果、治療が必要な場合には、別途費用がかかります。

■受診回数・・・実施期間内に1回のみ

■受診方法・・・事前に、受診を希望する登録歯科医院にご予約の上、受診して下さい。

■健診実施期間・・・(令和3年度)令和3年10月1日～令和4年2月28日(5か月間)

■持って行く物・・・被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳など

■健診項目

- ① 歯の状態
- ② 咬合の状態
- ③ 咀嚼機能
- ④ 舌・口唇機能(舌および口唇の巧緻性)
- ⑤ 嚥下機能(だ液の飲み込みテスト)
- ⑥ 口腔乾燥
- ⑦ 口腔衛生状況
- ⑧ 歯周組織の状況
- ⑨ 問診

■実施機関・・・受診券に同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院

■健診結果・・・健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

- ・歯科健診は実施期間内に1回のみ無料の対象となりますので、重複受診の場合は費用を請求させていただきます。
- ・健診結果は、保健指導などに活用いたしますのでご了承ください。

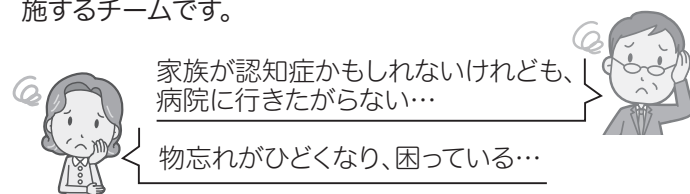
■問い合わせ／長寿支援課 いきいき長寿係 ☎880-6556



長寿支援課からのお知らせ⑤

「認知症初期集中支援チーム」って知っちゃう？

「認知症初期集中支援チーム」は、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を支援し、自立生活のサポートを実施するチームです。



など、認知症の相談について、専門職が訪問し、対応を検討します。

■問い合わせ／
南国市地域包括支援センター ☎804-6010



認知症は早期発見・対応が非常に重要です。少しでも気になったら、ご相談ください！

第25回

マイナンバー(社会保障・税番号)のご紹介 ～もっと便利に暮らしやすく～

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

◆よくあるご質問

Qマイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局はどうすれば知ることができますか。
→厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載しています。また、当該医療機関・薬局においても、ステッカーポスターなどを掲示していただく予定です。

◆マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前登録が必要です

マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンから登録できます。また、市役所のマイナポータル用端末でも登録を行うことが出来ます。

重要なお知らせ

マイナポイントの対象期間が2021年9月末から2021年12月末まで延長されました。

■問い合わせ／市民課市民係 ☎880-6574

マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。マイナンバーカードやマイナポイントの申請支援でのご利用も受け付けています。

マイナンバー
カードの
休日交付の
お知らせ

■とき／10月9日(土)・24日(日)
8:30～12:00

■ところ／南国市役所1階 市民課

※必ず事前に予約をお願いします。
予約サイト(上記のQRコード)もしくは
マイナンバー専用窓口・予約電話番号
☎088-863-2920(8:30～17:15)

マイナンバー
予約サイト



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料の免除には全額免除と一部免除があるのをご存知ですか？

◆本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の全額または一部が免除されます。

- 全額免除：保険料月額を免除
- 一部免除：保険料の「4分の3」、「半額」、「4分の1」を免除

●免除が承認された場合の令和3年度の月額保険料

	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
免除後保険料	0円	4,150円	8,310円	12,460円

＊学生の方は「学生納付特例制度」の対象となります。

◆免除された残りの保険料を納付することにより、

- ① 老齢基礎年金や障害・遺族基礎年金の受給資格期間となります。
- ② 老齢基礎年金額に反映します。ただし、定額納付と比較した場合、年金額は減額されます。
- ③ 一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと未納期間となります。

■問い合わせ／ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内に従って②→②と押すと、国民年金課に繋がります。)
市民課年金係 ☎880-6555